

令和6年3月1日改訂版

社会福祉法人真宗協会

身体拘束等適正化のための指針

小規模多機能型居宅介護事業所 光輪

承認年月日	管理者	承認者
令和6年3月1日		

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 事業所としての理念

①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。小規模多機能型居宅介護光輪（以下「事業所」という。）は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、事業所を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体的拘束に該当する具体的な行為

<参考>

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為(令和6年3月現在)

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨ぐような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 事業所としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

- ①利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。
利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ②責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。
管理者・介護リーダー等が率先して外部の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について職員全体で習熟に努めます。
- ③身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。
ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し、本事業所で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。

尚、本会は人権擁護・虐待防止委員会との関連性が高いため、概ね月1回、複合的に開催します。また、特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員と役割

- ・招集者 (施設長又は管理者)
- ・記録者 (介護リーダー・指導職、人権擁護・虐待防止、身体拘束適正化、リスクマネジメントの担当者)
- ・委員 (介護職、看護師)

(3) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り **必須**
- ②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認 **必須**
- ③(身体的拘束を行っている利用者がある場合)

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

④(身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合)

3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)

今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。

⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し **必須**

⑦今後の予定(研修・次回委員会) **必須**

⑧今回の議論のまとめ・共有 **必須**

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録は、※**参考様式①**「身体的拘束適正化委員会議事録」)を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会に欠席した介護職員にも周知徹底します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化の職員採用時のほか、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。また、研修の実施にあたっては、研修報告書を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会です定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間

- ・特記すべき心身の状況
 - ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)
- ※**参考様式②**「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

※**参考様式③**「緊急やむを得ない身体的拘束に関する利用者の日々の態様記録」

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本事業所で使用するマニュアル等に綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように事業所への掲示や事業所ホームページへ掲載します。

附則

本指針は令和6年3月1日より施行する。

身体的拘束適正化検討委員会議事録

小規模多機能型居宅介護光輪

【1 開催概要】

○開催日時 令和○年○月○日(____) ____：____～____：____

○参加者

施設長		管理者		介護リーダー	
介護職員		看護職員		その他	
				記録担当	

○議題

①前回の振り返り ➡

②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認 ➡

③(身体的拘束を行っている入居者がいる場合) ➡

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。

④(身体的拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合) ➡

3要件の該当状況、特に代替案について検討する。

⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合) ➡

今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討する。

⑥意識啓発が必要な事項の見直し ➡

⑦今後の予定(研修・次回委員会) ➡

⑧今回の議論のまとめ・共有 ➡

【2 議事概要】

(1)前回の振り返り “必須”

前回議事録や研修等の実施状況を確認し、委員会の決定が機能しているか確認する。

(2)該当する行為・やむを得ず身体的拘束を行う際の3要件の再確認

(3)(身体的拘束を行っている入居者がいる場合)

参考様式③「緊急やむを得ない身体的拘束に関する入居者の日々の態様記録」等を参考に、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者

の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。

- i 現在、身体的拘束に該当する入居者数_____人
- ii 各人別の身体的拘束解除に向けた検討

居室		利用者氏名		現拘束の内容	
切迫性				該当/非該当	
非代替性				該当/非該当	
一時性				該当/非該当	
適正化の方針					
期間(終期)					

(※「身体的拘束解除」に向けた具体的な検討とその内容を記載する事)

(4) (身体的拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合)

緊急やむを得ない身体的拘束に該当するか3要件の該当状況を具体的に確認し、特に代替案について検討する。

居室	入居者氏名	3要件該当状況	該当/非該当
切迫性	<u>(※入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことが分かる具体的な状況を記載する)</u>		
非代替性	<u>(※他の方法を検討した結果、それでもなお身体的拘束を行う以外に代替する方法がないのであれば検討した代替方法とそれが対応策として不十分である理由を記載する)</u>		
	代替案1	代替案1 不可理由	
	代替案2	代替案1 不可理由	
一時性	<u>(※身体的拘束が一時的なものであり、利用者の状態等に応じて必要最小限の期間と最も短い拘束時間に設定されていることとその理由を記載する)</u> 開始予定 令和○年○月○日○時 ~解除予定 令和○年○月○日○時まで 拘束が必要となる時間 ○時~○時(※または「入眠時のみ」など)		
適正化策			

(5) (今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)

今後、医師、家族等との意見調整の進め方を検討する。

- ①医師・家族との意見調整を進める担当者 管理者・ケアマネジャー
- ②身体的拘束開始日 令和〇年〇月〇日・身体的拘束解除日 令和〇年〇月〇日
- ③いつ、どのような拘束を実施するのか 〇時～〇時、〇〇を実施
- ④留意事項・その他 _____

(6)意識啓発が必要な事項の見直し **必須** (特に上記③・④の対象が居ない場合)

身体的拘束適正化のための指針、研修等の中で周知が必要な部分(理解が弱いと感じる部分(現在のケアの再確認・見直し等を含む)、今後の方針等)を確認し、今後の職員への意識啓発のための方針を決定する。

(7)今後の予定(研修・次回委員会) **必須**

- ①身体的拘束適正化に関する研修について確認 (※年複数回)
※開催日時、内容、担当者、資料作成進捗等
- ②次回委員会の日時・場所について(三カ月に一回以上の頻度)

(8)議論のまとめ・共有 “必須” ※記録を職員(介護職員その他の従業者)に回覧する

(※直近で取り組むべきことやその進め方、期間をまとめ、本様式に記録する)

各職員回覧確認欄(氏名・確認日記入)

役職	施設長	管理者	介護L	看護師	担当者	介護員
チェック						

緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書(作成例)

〇〇〇〇様

- 1 あなたの状態が下記の ABC をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に日々の態様を記録し、身体的拘束適正化委員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束致します。

記

A 切迫性 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い B 非代替性 身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がない C 一時性 身体的拘束が一時的なものである	
拘束が必要となる理由 (個別の状況)	
拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況 (※具体的に記載してください)	
拘束開始及び解除の予定 (※特に解除予定を記載)	開始予定 令和〇年〇月〇日〇時 から 解除予定 令和〇年〇月〇日〇時 まで (※明示ください)

上記のとおり実施致します。

令和 年 月 日

代表(施設長) 〇〇〇〇

記録者(管理者) 〇〇〇〇

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について、説明を受け、確認しました。

令和 年 月 日

入居者 〇〇〇〇

対応者氏名(本人との続柄) 〇〇〇

緊急やむを得ない身体的拘束に関する入居者の日々の態様記録(参考例)

〇〇〇〇様

年月日時(状況)	日々の心身の状態等の観察(文言)	備考(身体的拘束・挙動等の図・イラスト等)(※必要に応じて使用)	確認者サイン

身体的拘束適正化 対応フロー図

